

富士見市小規模工事・修繕受注希望者の登録を申請される方へ

◎一般的事項

この登録制度は、富士見市が発注する200万円以下の工事や施設の修繕（以下「小規模工事」という。）の契約のうち、市が発注する工事等の入札参加資格登録をされていない方でも契約することができる「少額で内容が軽易な契約」を希望する方を登録し、業者選定の際の対象とすることによって市内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

〔登録できる方〕

主たる事業所の所在地が富士見市内の法人又は個人であり、その事業所で仕事を請け負う方

〔登録できない方〕

- ①富士見市入札参加資格者名簿（工事）に登載されている方
- ②成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない方
- ③希望業種を履行するために必要な許可又は免許等を有しない方
- ④市税を滞納している方
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員である者及び暴力団等と密接な関係を有する者

※この登録により、「富士見市小規模工事受注希望者登録名簿」に登載され、その名簿を関係各部署に提供し、市（担当課）が発注する小規模工事の業者選定の対象となり得ますが、見積り参加や契約を約束するものではありません。また、登録をしないことによって、今後小規模契約ができなくなるものではありません。

1 申請書の配布場所

富士見市役所総務課（市役所本庁舎2階）にて随時配布いたします。 また、当市ホームページ「入札・契約>小規模工事」よりダウンロードできます。

2 提出書類

- ① 富士見市小規模工事・修繕受注希望者登録申請書（様式第1号）
- ② 希望業種を履行する際に資格・許可等を必要とする場合は、その資格・許可等を証する書類

3 受付場所及び受付期間

申請は令和7年10月1日(水)から随時受け付けます。有効期間は、令和7年11月1日から令和9年10月31日までの2年間です。受付場所は配布場所と同じ総務課（市役所本庁舎2階）です。

4 契約方法

見積りに指名された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積り競争により、最も低価格の見積り業者と契約することになります。なお、見積りに指名されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ずその旨ご連絡ください。

5 契約保証金の免除

契約締結の際には、必ず書面（契約書または請書）により契約する事になります。この場合の契約保証金は原則として免除します。

6 契約の履行

契約の履行は、富士見市契約規則、富士見市建設工事請負契約約款、その他関係法令に基づき誠実に履行しなければなりません。なお、請け負った契約は自らが履行する事を原則とし、一括下請けはできません。希望業種の記載範囲は自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

7 請負代金の支払

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格した後、請求に基づき支払います。支払期間は、正当な請求を受けた日から30日以内です。前金払いはありません。

8 登録の抹消

次のいずれかに該当することとなった場合は、登録を抹消します。

- ① 登録要件に該当しなくなった場合
- ② 申請書等に虚偽の記載をした場合
- ③ 契約に関して不正又は不誠実な行為等があった場合
- ④ 主たる事業所の所在地が富士見市内でなくなった場合
- ⑤ 富士見市に工事等入札参加資格登録をした場合

9 登録者名簿の公開

登録者名簿は庁内に公開するほか、一般に公開することがありますので予めご了承のうえ申請してください。

◎ 申請書の書き方

- ① 「商号又は名称」は、法人の場合は商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は記入しないでください。
- ② 「代表者職・氏名」の「職」は、法人の場合は商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表」と記入してください。
- ③ 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅を事業所として住所を記入してください。
- ④ この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書・契約書・請求書等に使用する印鑑となります。法人の場合は代表取締役印を、個人事業主の場合は実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや、三文判は使用しないでください。
- ⑤ 工事等の希望業種は、5種類以内であれば、内容の制限はありません。申請者が希望する業種を記入してください。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可・免許・登録等を要する場合はそれらの名称等を記入し、その証明書の写しを添付してください。例えば、電気工事を施工する場合は電気工事士、管工事を施工する場合は工種により上下水道の指定工事店登録や給水装置工事主任技術者が必要となります。

◎ 登録内容の変更・廃止

登録期間中に申請内容に変更又は生じた場合は、「富士見市小規模工事・修繕受注希望者登録変更届」（様式第2号）を、登録を廃止する場合は、「富士見市小規模工事・修繕受注希望者登録廃止届」（様式第3号）を速やかに総務課に提出してください。

【問合せ】

〒354-8511

富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市総務部総務課 契約検査グループ

TEL 049-252-7130（直通）